

○松江市鹿島マリーナの設置及び管理に関する条例施行規則

平成17年3月31日

松江市規則第233号

改正 平成25年12月20日規則第61号

(趣旨)

第1条 この規則は、松江市鹿島マリーナの設置及び管理に関する条例(平成17年松江市条例第327号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第6条第1項の規定による許可を受けようとする者は、松江市鹿島マリーナ使用許可申請書(様式第1号)を条例第3条に規定する指定管理者に提出しなければならない。

2 条例第6条第1項の規定により許可を受けた事項を変更しようとする者は、松江市鹿島マリーナ使用許可事項変更申請書(様式第2号)を指定管理者に提出しなければならない。

(使用許可書の交付)

第3条 指定管理者は、前条の規定による申請を許可したときは、松江市鹿島マリーナ使用許可(変更許可)書(様式第3号)を当該申請者に交付するものとする。

(使用料の減免申請)

第4条 条例第11条に規定する使用料の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ、松江市鹿島マリーナ使用料減額・免除申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(使用料の免除)

第5条 松江市鹿島マリーナの使用目的が次の各号に該当するときは、使用料を免除する。

(1) 非常災害の場合において緊急やむを得ない理由により、一時的に使用するとき。

(2) 人命又は艇の安全のためやむを得ず一時的に使用するとき。

(3) 国又は地方公共団体が、公益上の目的で使用するとき。

(行為の許可の申請)

第6条 条例第14条各号に掲げる行為の許可を受けようとする者は、当該行為を開始しようとする日の5日前までに松江市鹿島マリーナ施設内行為許可申請書(様式第5号)を指定管理者に提出しなければならない。

2 条例第14条の規定により許可を受けた事項を変更しようとする者は、松江市鹿島マリーナ施設内行為許可事項変更申請書(様式第6号)を指定管理者に提出しなければならない。

(行為の許可書の交付)

第7条 指定管理者は、前条の規定による申請を許可したときは、松江市鹿島マリーナ施設内行為許可(変更許可)書(様式第7号)を当該申請者に交付するものとする。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、マリーナの管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

附 則(平成25年12月20日松江市規則第61号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。